消 防 予 第 477 号
令 和 8 年 11 月 4 日

各都道府県消防防災主管部長
各 消 防 本 部 消 防 長 殿
非常備町村消防防災主管部局長

消 防 庁 予 防 課 長
（ 公 印 省 略 ）

非常電源（自家発電設備）の点検における負荷運転の状況等に係る
調査結果について（通知）

「非常電源（自家発電設備）の点検における負荷運転の状況等に係る調査の実施について」（令和８年７月 13 日付け消防予第 327 号）により実施した調査の結果、自家発電設備 107,609 基中 63,966 基（59.4％）で消防法令に基づく点検（負荷運転又は内部観察等）が行われていることを確認しました。また、748 消防本部中 746 消防本部（99.7％）においては、是正指導が行われていることを確認しましたが、防火対象物の関係者等が自家発電設備の点検制度を十分に理解しておらず、点検を実施することに消極的である等の実態があることも明らかになりました。

この調査結果を踏まえ、消防法令に基づく消防用設備等の点検（自家発電設備の点検（負荷運転又は内部観察等）を含む。）及び報告がより実効性のあるものとなるよう、貴職におかれましては、当該点検又は報告が未実施の防火対象物の関係者に対し、下記のとおり、直接指導していただきますようお願いします。

また、調査結果から抽出した消防用設備等の点検率向上の取組実例を別紙のとおり取りまとめましたので、取組の参考としていただきますようお願いします。

なお、今後、消防庁において消防用設備等点検に係るリーフレットを作成する予定であり、作成次第お知らせすることとしています。

本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

・　消防用設備等点検結果報告書を受領する際に、点検結果に不良がある場合は早期に是正するよう、防火対象物の関係者を指導すること。
・　立入検査の機会を捉え、自家発電設備の負荷運転等の実施状況を含む各消防用設備等の維持管理状況を確認し、不備がある場合は、早期に是正するよう防火対象物の関係者を指導すること。

別紙

消防本部の指導内容及び点検実施率向上の取組実例

指導内容

取組	概要
消防用設備等点検結果報告書提出時口頭指導	消防用設備等点検結果報告書の受領時に口頭指導（届出者が防火対象物の関係者でない場合、電話等で関係者に対し直接指導）
立入検査時の指導	定期査察・立入検査の機会を捉えて口頭指導・文書指導
副本にスタンプ押印・記載指導	副本の備考欄にスタンプを押印し、書面で指摘
改修計画書の提出要求	不備事項に対し改修計画書・改善報告書の提出を求め、追跡指導

推奨取組事例

都道府県消防設備協会と連携（助成金の活用等）し、消防用設備等点検報告制度に係るリーフレット等の広報物を消防用設備等点検が未実施の防火対象物の関係者等に対して直接郵送

その他の取組事例

⑴　職員向けに、消防用設備等の点検に係る告示等の改正内容及び消防用設備等点検結果報告書のチェックポイントをまとめた研修を実施

⑵　消防用設備等点検結果報告書が提出されていない防火対象物を定期的に抽出し、電話連絡による口頭指導又ははがき等による文書指導を実施

⑶　消防用設備等点検報告書の提出のない防火対象物を次年度査察対象として取り扱い、防火対象物の関係者に対し直接指導する体制を確立

別添

消 防 予 第 327 号
令 和 8 年 7 月 13 日

各都道府県消防防災主管部長
各 消 防 本 部 消 防 長 殿
非常備町村消防防災主管部局長

消 防 庁 予 防 課 長
（ 公 印 省 略 ）

非常電源（自家発電設備）の点検における負荷運転の状況等に係る
調査の実施について

消防用設備等の非常電源として設けられる自家発電設備については、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（平成 30 年消防庁告示第 12 号）により点検方法を見直し、負荷運転の実施周期の延長等を行ってから一定年数経過したところです。今般、当該見直し後の負荷運転の状況等を把握し、その適切な運用を図るため、下記のとおり調査を実施することとしましたので御協力をお願いします。

なお、本調査結果については、執務上の参考として消防庁ホームページに掲載するほか、消防用設備等の点検率向上等に係る検討に供する予定です。また、御回答いただいた内容について、個別にヒアリングを行う場合がありますので、予め御承知おきください。

記

1　調査対象

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第一に掲げる防火対象物のうち、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条第 1 項に基づき非常電源（自家発電設備）が設置されているもの。

2　回答方法

（1）都道府県

各消防本部及び町村から直接回答されるため、回答の必要はありません。

（2）消防本部及び消防本部を置かない町村

一斉通知・調査システムから直接、回答をお願いします。

3　回答期限

令和８年８月 21 日（金）